

3

建設業法

1 建設業の許可

- 1) 2つ以上の都道府県の区域にまたがり、営業所(本店、支店等)を設けて営業しようとする者は国土交通大臣の1つの都道府県内にのみ営業所を設けて営業しようとする者は都道府県知事の許可を受けなければならない。

表-13 許可の区分

許可の区分	区分の内容
都道府県知事許可	1つの都道府県の区域内にしか営業所を設置していない業者
国土交通大臣許可	2つ以上の都道府県の区域内に営業所を設置している業者
例外(許可を必要としない者)	「軽微な建設工事」のみを請け負う業者

(注1) 「営業所」とは、本店・支店または常時、請負契約を締結する事務所のことをいう。

(注2) この許可区分は営業地域や施工場所を限定するものではなく、ある県の知事許可であっても、他の都道府県で営業活動を行ったり、工事を請負って施工することができる。

- 2) 建設業の許可は5年ごとに更新を受ける。
- 3) 建設業の許可は、一般建設業または特定建設業の区分に分けて行われる。従って、同時に両者の建設業ではあり得ない。特定建設業とは、発注者から直接請負う1件の建設工事が政令で定める金額以上(下表)となる下請け契約をして施工する建設業をいう。一般建設業とは、特定建設業以外の許可を受けた建設業を言う。

表-14 特定建設業と一般建設業の区分

許可の種類	区分の内容
一般建設業の許可	下請専門か、発注者から直接工事を請負った時でも4,000万円(建築一式工事にあつては6,000万円)に満たない建設工事しか下請けに出さない建設業者が受ける許可
特定建設業の許可	発注者から直接工事を請負った際、4,000万円(建築一式工事にあつては6,000万円)以上の工事を下請業者に施工させる業者が受ける許可

(注1) 特定建設業の許可業者であっても、下請負人として工事を請負うこと、全て自社施工することは差支えない。

(注2) 許可の例

① A社:

[条件1] C県内に本社と支店を2カ所、営業所を3カ所設置

[条件2] 土木一式工事を発注者から直接請負う受注方式で、4,000万円以上の下請け契約を締結して施工することがある営業形態。

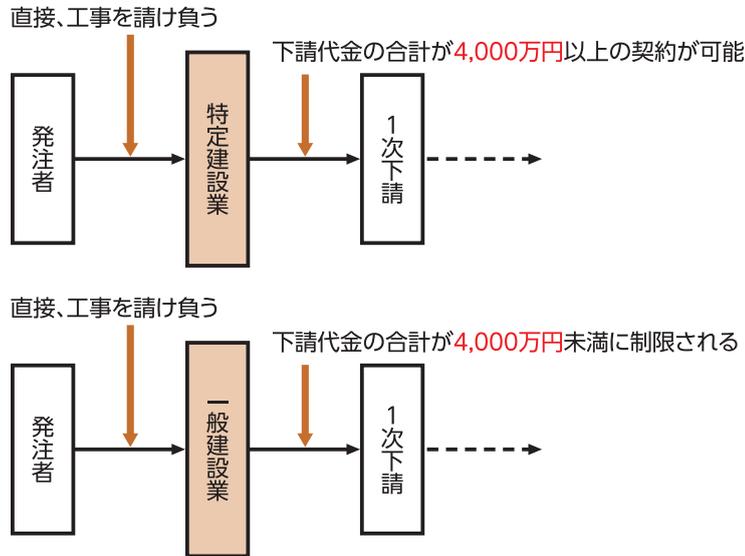
[許可業種と区分]⇒土木工事業・C県知事許可の特定建設業

② B社:

【条件1】D県内に本社を置き、E県内に支社、F県とG県内に営業所を1カ所ずつ設置。

【条件2】舗装工事の下請を専門とするが、発注者から直接工事を請負うこともあり、その場合でも下請代金を4,000万円未満とする下請契約を締結して施工しようとする営業形態。

【許可業種と区分】⇒舗装工事業・国土交通大臣の許可の一般建設業



(注1) 特定建設業と一般建設業の許可の基本的な違いは、発注者から直接請け負った工事における1次下請代金の制限の有無にある。

(注2) この下請代金の制限は、公共事業、民間事業にかかわらず適用される。

図-3 許可区分による1次下請代金の制限

4) 建設業の許可は、下表の29種類の工事種別ごとに区分して与えられる。なお、建設業のうち、総合的な施工技術を要する土木、電気、建築、管、鋼構造物、舗装、造園工事業の7つの工事業を指定建設業という

表-15 建設業の種類

①	土木一式工事 ※	⑧	電気工事	15	板金工事	22	電気通信工事
②	建築一式工事	⑨	管工事	16	ガラス工事	⑳	造園工事
3	大工工事	10	タイル・レンガ・ブロック工事	17	塗装工事 ※	24	さく井工事
4	左官工事	⑪	鋼構造物工事 ※	18	防水工事	25	建具工事
5	とび・土木・コンクリート工事 ※	12	鉄筋工事	19	内装仕上工事	26	水道施設工事 ※
6	石工事 ※	⑬	舗装工事 ※	20	機械器具設備工事	27	消防施設工事
7	屋根工事	14	浚渫工事 ※	21	熱絶縁工事	28	清掃施設工事
						29	解体工事

(注) ※土木工事関係8業種(○印:指定建設業)

5) 建設業の許可基準は、下表に示すとおり。

表-16 建設業の許可基準

	一般建設業(7条)	指定建設業(15条) (指定建設業以外)	指定建設業(15条) (指定建設業)
① 経営業務の管理責任者の設置	常勤役員等の中の1人が許可を受けようとする建設業に関し5年(その他建設業に関し6年)以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者等であること		
② 営業所ごとの専任技術者の設置	許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し以下の要件を満たす技術者を営業所ごとに置いていること。		
	① 許可を受けようとする建設工事に係る建設工事に関し ・高校卒業後5年以上 ・大学又は高専卒業後3年以上 ・それ以外・10年以上の実務経験を有する者 ② 国土交通大臣が①と同等と認めた者	① 国土交通大臣が指定する国家資格者 ② 左記の①又は②の要件を満たす者で、元請として諸負金額が4,500万円以上の工事に関し2年以上指導監督的な実務経験を有する者 ③ 国土交通大臣が①又は②と同等と認めた者	① 国土交通大臣が指定する国家資格者 ② 国土交通大臣が①と同等と認めた者
③ 誠実性	役員等が請負契約に関して不電気通信工事者または、不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと		
④ 財産的基礎	請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること。	発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が8,000万円以上であるものを履行するに足りる財産的基礎を有していること。	

6) 建設業の許可を受けなくても営業できる**軽微な工事**は、次のとおり。

- ① 工事1件の請負代金が1,500万円未満の建築一式工事
- ② 延べ面積150m²未満の木造住宅工事
- ③ 工事1件の請負代金が500万円未満の建築工事一式以外の建設工事

2 主任技術者・監理技術者

1) 特定建設業とは、発注者(他の者から請負ったものを除く建設工事の注文者)から直接請負う1件の建設工事を、その工事の全部または一部を4,000万円以上(建築工事は6,000万円以上)の下請契約(2つ以上の下請契約がある時はその総額)を締結して施工する許可を受けた建設業を言う。

指定建設業に係わる**監理技術者**は、1級土木施工管理技士等の国家資格者に限定される。また、発注者が国、地方公共団体等のとき、監理技術者は「**監理技術者資格証**」(国家資格者または有資格者で、国土交通大臣の指定講習会受講済みの者、国土交通大臣交付、5年更新)を交付されている者から選任し、発注者の請求により資格者証を提示しなければならない。

2) 指定建設業者は、当該工事の施工にあたるすべての下請業者を監督し、工事を管理

する必要から**施工体制台帳**(下請・孫請などその工事に係わる業社名、その工事内容・工期等を書いたもの)を作成し、**施工体系図**(各下請の施工分担関係を表示した図)を現場に掲示しなければならない。

- 3) 土木一式工事、建築一式工事を営むものは、一式外の工事、附帯工事を行う場合、当該工事の技術上の監理をつかさどる**専門技術者**(実務経験：主任技術者と同じ)を置いて自ら施工するか、専門工事業者に施工させなければならない。

表-17 技術者の設置を必要とする工事

区分	建設工事の内容	選任を要する工事
主任技術者を設置する建設工事現場	① 下請の工事現場 ② 下請に出す金額が合計で4,000万円(建築一式工事6,000万円)未満の建設工事現場 ③ 土木一式工事、建築一式工事について、一式工事を構成する各工事(例えば、大工、とび、土工、管、電気、左官工事等)を施工する際は、各工事ごとの主任技術者 ④ 附帯工事を施工する際の、附帯工事の主任技術者	国、地方公共団体の発注する工事、学校、マンション等で人の出入りの多い工事で 3,500万円 (建築一式については 7,000万円)以上の工事
監理技術者を設置する工事現場	元請工事で、合計4,000万円(建築一式工事6,000万円)以上の工事を下請に出す工事現場(29業種対象)	同上
監理技術者資格者証の交付を受けている監理技術者を設置しなければならない工事現場	国、地方公共団体、公共法人等が発注する建設工事で、監理技術者の設置を義務づけられている工事現場	同上

- 4) **請負契約の原則**：請負契約は、当事者間の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結するものとし、誠実にこれを履行しなければならない。

- 5) 請負契約の内容のうち、工事内容・請負代金の額・請負代金の全部または一部の前金支払時期・方法、出来高部分に対する支払方法、工事着手及び工事完成の時期、天災等の不可抗力による損害の算定方法、検査・引渡しの方法、紛争の解決方法等に関しては、書面により明示しなければならない。

6) **特定建設業者の下請代金の支払期日等**：

- ① 特定建設業者が注文者となった下請契約について、完成物件の引渡し申し出があったときは、その日から50日以内の日を下請代金支払日とする。
- ② 特定建設業者が注文者となった下請契約について、下請代金の支払期日が定められなかった場合、完成物件の引渡し日から50日目が支払期日とする。
- ③ 一般の金融機関では割引けないような手形に夜支払いを禁止する。
- ④ 特定建設業者が50日以内に支払いをしなかったときには、50日を経過した日から遅延利息を支払わなければならない。

県発注の土木工事なので「公共性のある工作物に関する重要な工事」に該当し、元請、下請にかかわらず、請負金額が3,500万円以上であれば、監理技術者、主任技術者を専任で配置しなければならない。

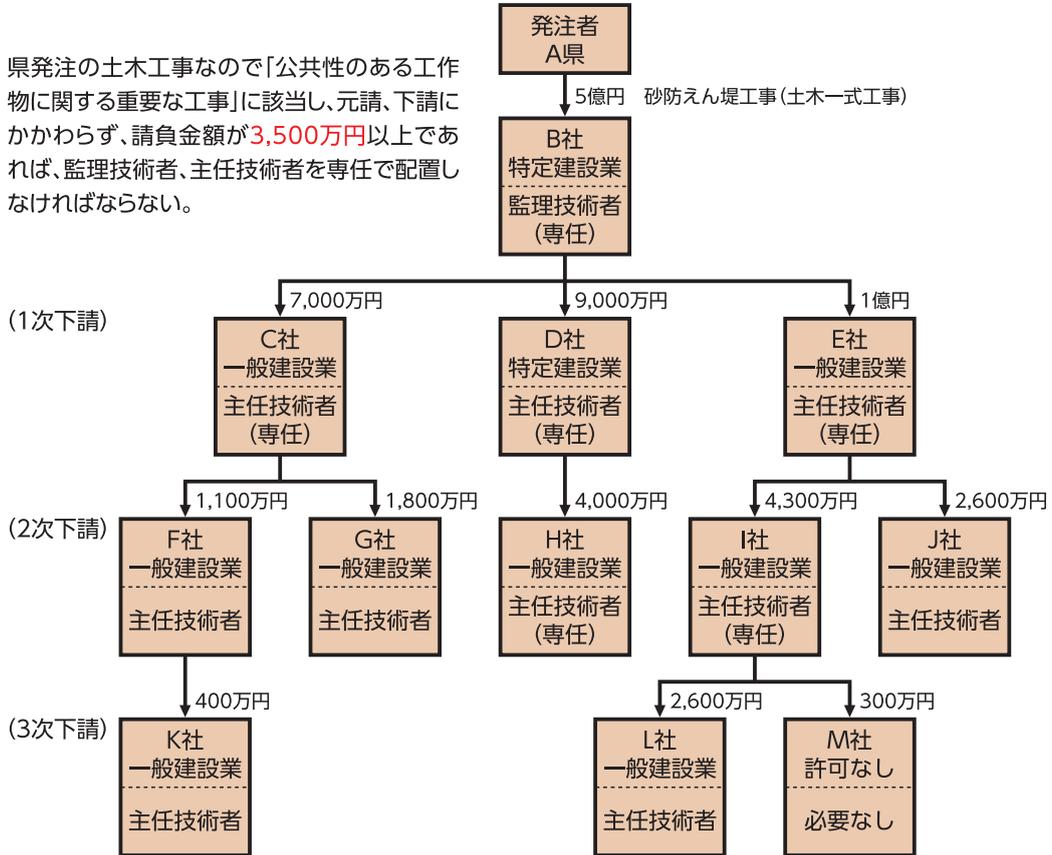


図-4 技術者の配置例

3 施工体制台帳および施工体系図の作成等

建設業において建設工事の適正な施工を確保するためには、発注者から直接工事を請負った特定建設業者が、直接の契約関係にあたる下請業者のみならず、当該工事の施工に当る全ての建設業者を監督しつつ工事全体の施工を管理することが必要である。このため、公共工事、民間工事にかかわらず、特定建設業者は、発注者から直接請負った建設工事のうち、下請契約の総額が4,000万円(建築一式工事にあつては下請契約の総額が6,000万円)以上のものについては施工体制台帳と施工体系図の作成等を行わなければならない。

施工体制台帳は、下請負人(2次、3次下請け等を含め、当該工事の施工に当る全ての下請負人をいう)の名称、当該下請負人に係わる建設工事の内容および工期等を記載したもので、現場ごとに備え置かなければならない。

また、下請負人は、自らが他の建設業者から請け負った建設工事を別の建設業者に請け負わせたときは、再下請通知を元請である特定建設業者に行わなければならない。さらに、元請である特定建設業者は、各下請負人の施工分担関係等が分かるよう、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。なお、当該建設工事の発注者から請求があった時には、当該建設工事の施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない。

表-18 施工体制台帳と施工体系図の要領

<p>1. 施工体制台帳と施工体系図は、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が作成しなければならない。→この場合の特定建設業者を作成特定建設業者という。</p>
<p>2. 施工体制台帳の主な記載事項・添付書類・取扱い</p> <p>(1) 主な記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 作成特定建設業者の許可業種 ② 工事名・内容・工期・発注者名 ③ 監理技術者の氏名・監理技術者の資格・専任か否か ④ 全下請負人の名称・許可業種 ⑤ 全下請工事の名称・内容・工期 ⑥ 全下請工事の主任技術者・主任技術者の資格・専任か否か <hr/> <p>(2) 主な添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発注者との請負契約書の写し ② 下請工事の請負契約書の写し ③ 監理技術者資格者証の写し・恒常的雇用を証明する書類 <hr/> <p>(3) 取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事目的物の引渡し日まで現場に据え置き、発注者はこれを閲覧できる。 ② 公共工事の場合は、施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。 ③ 公共事業の受注者は、発注者から現場に配置している監理技術者・主任技術者等の施工技術者が施工体制台帳の記載と合致しているかどうか点検を求められた場合は拒否できない。 ④ 記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく変更(公共工事の場合は変更した台帳の写しを提出)する。
<p>3. 施工体系図の表示事項・取扱い</p> <p>(1) 全下請負人の施工の分担関係がわかるように系統的に表示する。</p> <hr/> <p>(2) 表示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 作成特定建設業者の名称・工事名・発注者名・監理技術者の氏名 ② 全下請負人の名称・工事内容・工期・主任技術者の氏名 <hr/> <p>(3) 取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事目的物の引渡しの日まで現場の見やすい場所に掲示。 ② 公共工事の場合は、「工事関係者の見やすい場所」および「公衆の見やすい場所」と掲示場所が具体的に示されている。 <hr/> <p>(4) 下請負人等に変更が生じたときは、速やかに変更して表示する。</p>

(法第24条の7、則第14条の2、則第14条の5、則第14条の7、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条第1項～第3項)

過去問題

建設業法に関する次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。

- (1) 建設業者は、施工技術の確保に努めなければならない。
- (2) 下請負人となる建設業者は、請け負った建設工事を施工するときは、主任技術者を置かなければならない。
- (3) 主任技術者は、建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理を誠実に行わなければならない。
- (4) 多数の者が利用する施設に関する建設工事において、現場に配置する主任技術者は、請負代金の額によらず専任の者でなければならない。

解答と解説

正解(4)

- (4) 公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事政令で定めるものについては、主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。
請負代金は**3,500万円**以上のものが該当する。

過去問題

建設業法に定められている主任技術者に関する次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。

- (1)主任技術者は、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものである。
- (2)主任技術者は、現場代理人の職務を兼ねることができる。
- (3)実務経験が10年以上ある者は、その経験のある業種に限って主任技術者となることができる。
- (4)元請負人が主任技術者を置いた建設工事の下請負人は、主任技術者を置く必要はない。

解答と解説

正解(3)

- (3)元請けで下請負契約の請負代金の額が特定金額以上なら、監理技術者が必要。主任技術者は契約事務は該当しない。
国、地方公共団体が発注する建設工事でも。